



令和6年度 P T A 総会資料
佐世保市立黒髪小学校 P T A

令和6年度 佐世保市立黒髪小学校PTA総会次第

令和6年4月26日（金）
体育館にて

開会宣言

- 1 会長あいさつ
- 2 校長あいさつ
- 3 議長選出
- 4 議題
 - (1) 令和5年度 会務報告
 - (2) 令和5年度 決算報告
 - (3) 令和5年度 会計監査報告
 - (4) 令和6年度 会則改正審議
 - (5) 佐世保市立黒髪小学校PTA 個人情報取扱規則制定について
 - (6) 令和6年度 三役選考委員会報告・新役員の紹介
 - (7) 令和6年度 予算案審議
 - (8) その他
- 5 議長団降壇
- 6 連絡事項

閉会宣言

令和5年度

PTA活動報告書(前期)

黒髪小学校PTA

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
全般		会計監査 予算委員会 1学期始業式 入学式	PTA総会 (書面審議)	新旧合同員会 平和集会 命を見つめる週間 第1回運営委員会 「あいさつ通り」運動 1, 2年生	1学期終業式 夏休み おやじの会 (ペイント作業) 「あいさつ通り」運動 1, 2年生	夏休み 登校日	「あいさつ通り」運動 3, 4年生
学 年 委 員 会	1 学 年				学年便り発行①		
	2 学 年				学年便り発行①		
	3 学 年				学年便り発行①		
	4 学 年				学年便り発行①		
	5 学 年				学年便り発行①		
	6 学 年				学年便り発行①		
専 門 委 員 会	保 体				第1回学校保健員会		
	生 活			テトラパック回収			テトラパック回収
	広 報				広報紙154号発行		
地 域 委 員 会	1 組						
	2 の 1				ラジオ体操	ラジオ体操 夏祭り	
	2 の 2				七夕祭		敬老会
	3 組			町内行事の芋の苗 植え参加	ラジオ体操実施	ラジオ体操実施	
	桜ヶ丘				ラジオ体操実施	ラジオ体操実施	敬老祝賀会
	董ヶ丘		日本赤十字社募金		ラジオ体操実施	ラジオ体操実施 地藏尊夏祭り	敬老会
おやじの会			会員募集		校内ペイント作業		
トトロの部屋				読み語り	読み語り		読み語り 図書室飾りつけ

		10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
全般		運動会 第2回運営委員会 「あいさつ通り」運動 3、4年生	授業参観 修学旅行(6年) 隠居ヶ岳遠足 「あいさつ通り」運動 5、6年生	第2学期終業式 「あいさつ通り」運動 5、6年生	3学期始業式	授業参観 第3回運営委員会 黒小カップ	卒業証書授与式 修了式・離任式 春休み
学年 委員 会	1 学年				学年便り発行②	黒小カップ	
	2 学年				学年便り発行②	黒小カップ	
	3 学年				学年便り発行②	黒小カップ	
	4 学年				学年便り発行②	黒小カップ	
	5 学年				学年便り発行②	黒小カップ	
	6 学年				学年便り発行②	黒小カップ	
専 門 委 員 会	保 体		第2回学校保健員会			黒小カップ	
	生 活		テトラパック、あい さつ通りの用紙の 回収			黒小カップ テトラパック・インク カートリッジの回収 と梱包作業	テトラパック、インク カートリッジの発送
	広 報			広報誌155号発行		黒小カップ	広報紙156号発行
地 域 委 員 会	1 組		隠居ヶ岳遠足	クリスマスプレゼン ト配布		黒小カップ	卒業、進級祝配付 役員引き継ぎ
	2 の 1	ハロウィン	隠居ヶ岳遠足	クリスマス会		黒小カップ	卒業、進級祝送付
	2 の 2	烏帽子体験学習会	隠居ヶ岳遠足	防犯夜回り	消防パレード	黒小カップ 6年生を送る会	役員引き継ぎ 役員決め
	3 組		綿津美神社秋祭り 町内行事の芋掘り 隠居ヶ岳遠足	餅つき		黒小カップ	新旧役員会
	桜ヶ丘	秋祭り	隠居ヶ岳遠足			黒小カップ	お楽しみ会 卒業、進級祝配付
	堇ヶ丘		日宇地区文化祭 赤い羽根共同募金 隠居ヶ岳遠足	餅つき大会		黒小カップ	
おやじの会		運動会支援活動	隠居ヶ岳遠足			黒小カップ	
トロコの部屋		読み語り	読み語り 図書室飾りつけ	読み語り 人権集会	読み語り	卒業生に向けた お話し会	図書室飾りつけ

令和5年度決算書

収入の部

佐世保市立黒髪小学校PTA

	令和5年度予算額	令和5年度決算額	増減	備 考
前年度繰越金	886,351	886,351	0	
会 費	1,280,000	1,200,400	△ 79,600	(家庭数+職員数)×400円×8ヶ月分
雑 収 入	649	10	△ 639	預金利息
合 計	2,167,000	2,086,761	△ 80,239	

支出の部

項目		令和5年度予算額	令和5年度決算額	増減	備 考
運 営 費	1 会議費	60,000	2,300	△ 57,700	(市P・南部・4校)各会議費・参加交通費 他
	2 渉外費	50,000	3,000	△ 47,000	日宇地区文化祭懇親会費
	3 執行部活動費	50,000	45,000	△ 5,000	会長10,000 副会長5,000×5 庶務・会計5,000×2
	4 消耗品費	70,000	48,985	△ 21,015	用紙代、各消耗品費 他
	5 印刷費	250,000	250,000	0	広報紙印刷代 他
	6 通信費	5,000	520	△ 4,480	ベルマーク発送代
	7 労務費	0	0	0	
活 動 費	8 研修費	200,000	29,160	△ 170,840	(県・九)P大会参加費・参加交通費 他
	9 専門活動費	30,000	16,508	△ 13,492	生活 2,906・保体 5,871 広報 7,731
	10 学年活動費	160,000	102,454	△ 57,546	黒小カップ準備費
	11 地域活動費	50,000	20,070	△ 29,930	「隠居岳遠足」車代・参加賞・飲料代
	12 体育振興費	50,000	35,430	△ 14,570	運動会飲料代 黒小カップ景品・準備品
	13 文化活動費	20,000	0	△ 20,000	
	14 その他活動費	130,000	100,320	△ 29,680	おやじの会 60,000・読み語り 4,320 学校保健委員会講師謝金・交通費 36,000
	15 備品費	50,000	0	△ 50,000	
	16 慶弔費	60,000	14,180	△ 45,820	香典・弔電
	17 記念品費	280,000	280,000	0	卒業記念品代、転退職職員餞別・花束代
	18 分担金	500,000	414,170	△ 85,830	(県・市)P連負担金・日宇地区健全育成会助成金
	19 予備費	152,000	99,543	△ 52,457	消耗品費・印刷費・記念品費・その他の活動費補填
	20 次年度繰越金	0	625,121	625,121	
合 計		2,167,000	2,086,761	△ 80,239	

監査の結果相違はありません

令和 6 年 3 月 26 日

濱崎 梨恵 

藤井 祐樹 

令和6年度予算書(案)

収入の部

佐世保市立黒髪小学校PTA

	令和5年度予算額	令和6年度予算額	増減	備 考
前年度繰越金	886,351	625,121	△ 261,230	
会 費	1,280,000	1,600,000	320,000	400円×(家庭数+職員数)×10ヶ月分
雑 収 入	649	879	230	預金利息
合 計	2,167,000	2,226,000	59,000	

支出の部

項目		令和5年度予算額	令和6年度予算額	増減	備 考
運 営 費	1 会 議 費	60,000	60,000	0	(市P・南部・4校)各会議費・交通費 他
	2 渉 外 費	50,000	50,000	0	各会長会、地域会合等参加費 他
	3 執行部活動費	50,000	50,000	0	会長 10,000、副会長・庶務・会計 5,000
	4 消 耗 品 費	70,000	70,000	0	用紙代、その他
	5 印 刷 費	250,000	250,000	0	広報紙印刷代
	6 通 信 費	5,000	5,000	0	切手、ハガキ代 他
活 動 費	7 研 修 費	200,000	100,000	△ 100,000	九P・県P大会、各種研修会参加費 他
	8 専門活動費	30,000	30,000	0	学年10,000 保体10,000 広報10,000
	9 学年活動費	160,000	120,000	△ 40,000	1年 20,000 2年 20,000 3年 20,000 4年 20,000 5年 20,000 6年 20,000
	10 地域活動費	50,000	30,000	△ 20,000	隠居岳遠足経費等
	11 体育振興費	50,000	150,000	100,000	運動会参加賞、運動会駐車場警備費 他
	12 文化活動費	20,000	20,000	0	読み語り活動費
	13 その他活動費	130,000	150,000	20,000	おやじの会90,000 講演会等60,000
	14 備 品 費	50,000	50,000	0	
	15 慶 弔 費	60,000	60,000	0	
	16 記 念 品 費	280,000	300,000	20,000	卒業記念品代、転出職員餞別等
	17 分 担 金	500,000	500,000	0	県・市P連負担金、安全互助会費、保険料 日宇地区健全育成会助成金
	18 予 備 費	152,000	231,000	79,000	
	19 次年度繰越金	0	0	0	
合 計		2,167,000	2,226,000	59,000	

佐世保市立黒髪小学校PTA会則（案）

第1章 総則

第 1条 本会は佐世保市立黒髪小学校PTAと称し、事務所を黒髪小学校内に置きます。

第 2条 本会は学校教育の振興に協力するとともに、会員の研修、親睦を図り、もって児童の福祉向上に寄与することを目的とします。

第 3条 本会は本校に在席する児童の保護者並びに本校の教職員をもって会員とします。

第2章 組織及び機構

第 4条 (1) 本会は第2条の目的を達成するために、次の委員会を設け、各事業を行います。

① 専門委員会 専門委員並びに学校教職員で構成し、次の事業を行います。

保 体 委員会 会員、児童の健康増進と教育文化の向上に関する事。

広 報 委員会 会員、児童に関する情報の収集と提供に関する事。

② 学年委員会 学年及び学級活動に関する事。

③ 地域委員会 地域活動に関する事。

(2) 本会は総会のほかに、決議機関として、次の委員会及び役員会を設けます。

① 合同委員会 総会に次ぐ決議機関で、前項に定める委員並びに本規定に定める役員で構成し、会長が招集します。

② 運営委員会 本会の執行機関であり、第5条に定める役員で構成します。

③ 執行部役員会 ②に次ぐ執行機関であり、第5条①②③⑤⑦の役員で構成します。会務を審議し、緊急の場合はこれを運営委員会に代えることができます。但し、その議決事項は早い機会において運営委員会の承認を求めるものとします。

④ 委員長会 専門・学年・地域委員会の委員長及び副委員長で構成します。

⑤ 選考委員会 各学年委員長・各地域委員長・並びに教職員若干名、現PTA会長をもって構成し、次年度の会長・副会長の選考を行います。

(3) 会長は、必要に応じ一年間の範囲内で、前項に定めるほか、運営委員会の承認を得て、諮問委員会を設けることができます。

第3章 役員及び委員の選出

第 5条 本会の役員並びに、その選出方法は、次のとおりとします。

ただし、会長が認めた場合はその限りではない。

① 会 長 1名

② 副会長 6名

(うち1名は教頭先生とします)

③ 会 計 2名(教職員1名、保護者1名)

④ 委員長 専門委員長 各専門委員会から各1名 計 2名

学年委員長 各学年から1名 計 6名

地域委員長 各地域から1名 計 6名

(地域委員長は、各地域に地域委員を設けることができます。)

教職員代表 各学年から1名 計 6名

⑤ 庶 務 2名(教職員1名、保護者1名)

⑥ 監 査 2名(教職員1名、保護者1名)

⑦ 顧 問 学校長及び前会長等

第 6条 (1) 会長・副会長は、選考委員会の推薦を得て、総会で選出します。

(2) その他の役員は、総会で承認を得て、会長が委嘱します。

第 7条 (1) 委員の選出並びに役割は、次のとおりになります。

①各学級から1名を選出し、選出された者は第4条(1)②に定めるその学級が属する学年の学年委員を専任します。

他、各学年から会長が適任と認める人数の委員を選出し、選出された者は第4条(1)①に定める保体委員・広報委員のいずれかを専任します。

第4章 役員の任務及び任期

第 8条 役員の任期は、1か年とします。但し、再任は妨げません。

第 9条 会長は、本会を代表し、会務を総括します。

第10条 (1) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のとき又は、欠員のときは、これを代理します。

(2) 副会長(教頭は除く)は、それぞれ専門委員会・学年委員会・地域委員会・有志ボランティア団体などを分担します。

第11条 会計は、本会の出納事務を行い、総会において報告します。

第12条 委員長は、委員会を招集するとともに協議内容と事業の結果を運営委員会に報告します。

第13条 庶務は、本会の事務を掌ります。

第14条 監査は、会計を監査し、その結果を総会において報告します。

第15条 顧問は、本会の諮問に応じます。

第5章 会議

第16条 (1) 総会は、本会の最高決議機関で、年1回開催します。但し、運営委員会が必要と認めたとき又は、会員の5分の1以上の要請があった場合は、臨時総会を開催します。

(2) 総会は、会員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立します。

(3) 総会は、会則の改正・予算・決算の審議承認、役員及び監査の承認、その他本会の重要事項について審議します。

(4) 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数の場合は、議長がこれを決めます。

(5) 総会及び、合同委員会の議長は、議場においてその都度選びます。

第17条 本会は、必要に応じ第4条に定める会議を行います。この場合の議決は、出席者の過半数の同意を必要とします。

第6章 会計

第18条 本会の経費は、会費その他をもってあてます。

第19条 会費は、1家庭月400円とします。

第20条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとします。

第7章 附則

第21条 本会の慶弔に関する規定

(1) 慶弔費の支給対象事項および金品は次のとおりとする。

- ① 会員の死亡(児童の保護者、教職員)
弔電(3,000円程度)と10,000円を贈る
- ② 児童の死亡
弔電(3,000円程度)と30,000円を贈る
- ③ 教職員の父母、子の死亡
弔電を贈る(3,000円程度)
- ④ 教職員の結婚
祝電を贈る(5,000円程度)
- ⑤ その他、必要に応じて執行部役員会で協議し決定することができる。

第22条 見舞金に関しては、次のとおりとします。

- ① 会員が特別の災害を受けたときは、執行部役員会で協議し見舞金を贈ります。
- ② その他特別な場合は、執行部役員会で協議して決定します。

第23条 記念品に関しては、次のとおりとします。

- ① 学校教職員の転出・退任するときは、在校年数を考慮し餞別、花を贈ります。
- ② 会長が勇退するときは、感謝状及び記念品を贈ります。
特別の場合は、執行部役員会で協議し決定します。

第24条 第21条、第22条、第23条に関し、必要な事項は別に定めます。

第25条 卒業記念品は卒業生全員に贈ります。

第26条 本会の会則は平成5年4月1日から実施します。

一部改正	昭和59年4月1日
一部改正	平成2年4月1日
一部改正	平成9年4月1日
一部改正	平成14年4月1日
一部改正	平成20年4月18日
一部改正	平成25年4月18日
一部改正	平成27年4月17日
一部改正	平成28年4月21日
一部改正	平成30年4月19日
一部改正	平成31年4月25日
一部改正	令和2年4月22日
一部改正	令和5年4月2日
一部改正	令和6年4月26日

佐世保市立黒髪小学校PTA 個人情報取扱規則（案）

（目的）

第1条 佐世保市立黒髪小学校PTA(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

（責務）

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者）

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

（取扱者）

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、会長、副会長、各委員会委員長とする。

（秘密保持義務）

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

（周知）

第7条 個人情報取り扱いの方法は、総会資料や広報誌等で会員に周知する。

（利用）

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1)PTA会費の集金業務、管理業務
- (2)その他の文書の送付
- (3)執行部役員・委員会委員等の名簿の作成
- (4)委員会委員選出、並びに執行部役員等の推薦活動
- (5)広報誌への掲載

（利用目的による制限）

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報の管理又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3)公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者(第12条第1号から第4号の場合及び県、市役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1)第三者の氏名
- (2)提供する対象者の氏名
- (3)提供する情報の項目
- (4)対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条第1号から第4号の場合及び県、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1)第三者の氏名
- (2)第三者が個人情報を取得した経緯
- (3)提供を受ける対象者の氏名
- (4)提供を受ける情報の項目
- (5)対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、執行部役員・委員会委員長・委員会委員・会員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し承認をもって改定することができる。

なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、令和6年4月 日より施行する。

<PTAの主な活動について>

学年

- 学年、学級懇談会の運営等
- 学年便り発行(年3回以上)
- テトラパック、トナー活動等

広報

- PTA活動時の撮影等
- 広報紙発行(年2回程度)

保体

- 学校保健委員会
- PTA親睦レクリエーション等
- 黒小カップ等

地域

- 各地域行事等
- 隠居ヶ岳遠足等

その他 (おやじの会)

- 運動会ボランティア活動等
- 隠居ヶ岳遠足等
- 校内ペイント作業、側溝掃除等

その他 (トトロの部屋)

- 図書室の飾りつけ等
- 読み語り

PTA役員体制

(案)

